

個 人 情 報 取 扱 特 記 事 項

(基本的事項)

第1 受託者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び市が定める個人情報の保護に関する規定と同等の措置を講じ、個人及び市の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。

(再委託の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託するときは委託者の承諾を得るものとする。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(適正管理)

第7 受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から提供を受けた個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止に努めるものとする。受託者自らが当該業務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

(資料等の返還等)

第8 受託者がこの契約による業務を処理するために、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別

に指示したときは当該方法によるものとする。

（事故の場合の措置）

第9 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。